

地方創生懇談会の傍聴に係る取扱いについて

◆基本的な考え方

まち・ひと・しごと創生を効果的・効率的に推進していく上では、住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参加・協力が重要であることから、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要とされています。

ついては、(仮称)「栗東市人口ビジョン」及び(仮称)「栗東市総合戦略」の策定のための地方創生懇談会の開催にあたっては、市HPを活用して傍聴を呼びかけるとともに、内容に関しては公開にて開催することにより議論の喚起を促すものとする。

◆傍聴の呼びかけ

①報道機関への情報提供

- ・(仮称)「栗東市人口ビジョン」及び(仮称)「栗東市総合戦略」の策定について、報道機関への情報提供を行う。
- ・地方創生懇談会における傍聴についても、併せて情報提供する。

②市HPへの掲載

- ・地方創生懇談会の開催状況に関しては、会議資料や議事要約等の進行状況を市HPに掲載する。
- ・会議開催日程や傍聴に関しても、同様に情報提供する。

◆傍聴要領(案)

1. 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻の 10 分前までに、受付において傍聴人受付簿に氏名、住所を記入し、会長の許可を得たうえで事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2. 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話、ポケットベルなどは、受信音などを出さないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

3. 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議においては、懇談会の会長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記 2 の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。

4. 委任

本要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、会長及び委員で定める。